

公 示

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」の参入枠について

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて(令和4年3月31日付け四運自公第17号)」5.(1)参入枠の公示に基づき、令和5年度の営業区域毎の特例参入枠を下記のとおり公示する。

令和5年4月18日

四国運輸局長 石原 典雄

記

1. 営業区域

- | | |
|-----------|----|
| (1) 高松交通圏 | 2人 |
| (2) 徳島交通圏 | 4人 |
| (3) 松山交通圏 | 3人 |
| (4) 高知交通圏 | 6人 |

2. 申請受付期間

令和5年9月1日から令和5年9月30日

附 則 (令和5年4月18日付け四運自公第3号)

1. この公示は、令和5年4月18日から適用する。